

## IV 関係法令等

### 1 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（抜粋）

平成20年4月 条例第1号  
平成20年7月1日 施行

#### 第1章 総則

##### 第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、市民が安心して暮らすことができるよう、建築物の安全性の確保について市長、指定確認検査機関、建築主等、所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第40条及び第43条第2項の規定に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備並びに建築物又はその敷地と道路との関係に関する必要な制限その他の法の施行に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な建築物の安全性の確保等を図ることを目的とする。

#### 第2章 建築等における安全性の確保

##### 第1節 確認申請等に係る届出等

（防災計画の作成及びその内容の届出等）

第10条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において次の各号のいずれかに該当するものとなる場合を含む。）又は建築物の用途を変更して第1号に掲げる建築物とする場合においては、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知を行う前に、建築又は用途の変更を行った後の建築物についての防災計画を作成し、及び規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

(1) 令第147条の2各号に規定する建築物

(2) 高さが31メートルを超える建築物（前号に掲げるもの及び規則で定めるものを除く。）

(3) 地下街（第1号に掲げるものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、公衆が利用するため総合的な防災上の措置が必要である建築物として市長が指定するもの

2 市長は、前項の規定による届出があった場合においては、遅滞なく、その内容を消防長に通知するものとする。

3 建築主は、第1項の防災計画を作成するに当たっては、市長及び消防長とその内容について事前に協議をするよう努めなければならない。

4 市長及び消防長は、前項の協議をするに際しては、当該防災計画の内容に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

5 前各項の規定は、第1項の規定による届出があった建築物の計画に変更が生じた場合について準用する。

## 2 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（抜粋）

平成 20 年 6 月規則第 11 号

平成 20 年 7 月 1 日施行

（趣旨）

第 1 条 この規則は、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成 20 年 4 月条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（防災計画の内容の届出）

第 3 条 条例第 10 条第 1 項の規定による防災計画の内容を届け出ようとする建築主は、その防災計画の内容を記載した図書 3 部に、当該防災計画に係る建築物についての次に掲げる図書 3 部を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2 面以上の立面図
- (5) 2 面以上の断面図

（防災計画の作成及びその内容の届出を要しない建築物）

第 4 条 条例第 10 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める建築物は、当該超える部分に居室又は居室の一部を有しない建築物とする。

（防災計画の作成及びその内容の届出を要する建築物）

第 5 条 条例第 10 条第 1 項第 4 号に規定する市長が指定する建築物は、次に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積（自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を除く。）の合計が 10,000 平方メートルを超え、かつ、階数が 2 以上であるものとする。

- (1) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
- (2) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等
- (3) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店

### 3 神戸市防災計画指導指針（抜粋）

担当課：建築住宅局建築安全課  
平成 20 年 7 月 1 日施行

#### 第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この指針は、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（以下「建築安全条例」という。）及び同施行規則（以下「建築安全条例規則」という。）に基づき神戸市長、消防長、建築主及び設計者が、関係法令の遵守のみにとどまらず、より安全性の高い建築物を目指し協議した上で、防災計画を作成し、届け出するために必要な事項を定める。

### 4 神戸市消防用設備等技術基準（抜粋）

担当課：消防局査察課  
平成 27 年 4 月 1 日施行

#### 第 1 章 総則

##### 1 目 的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条及び第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく消防同意及び消防用設備等にかかる届け出の審査に必要な事項を定めることを目的とする。

### 5 神戸市確認審査基準（抜粋）

担当課：建築住宅局建築安全課  
平成 20 年 7 月 1 日施行

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成 20 年 4 月条例第 1 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、建築確認・検査の適正な実施を確保するため、建築物の計画が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合すると認める基準として、神戸市確認審査基準を以下の通り定める。

#### Ⅱ－2 屋外階段の竪穴区画の取扱い

令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定により区画を必要とする階段の部分には、屋外階段も含まれる。	
関連法令等	法第 35 条・第 36 条，令第 112 条第 11 項～第 13 項・第 123 条第 2 項
参 考	質疑応答集 P. 2797
実施年月日	H20. 7. 1 R2. 4. 1

## II-3 避難上有効なバルコニー、屋外通路、その他これらに類するものの取扱い

令第121条に規定する「避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの」については、以下のとおり取扱う。

1. 避難上有効なバルコニーの構造は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) バルコニーの位置は、直通階段の位置と概ね対象の位置とし、かつ、その階の各部分と容易に連絡するものとする。
  - (2) バルコニーは、その一以上の側面が道路又は道路等に通じる幅員75cm以上の敷地内の通路に面し、かつ、安全な場所に避難することができる手段（固定バシゴ、固定タラップ（以下「固定タラップ等」という。）に限る。なお、1階部分は防犯上やむを得ない場合は半固定とすることができる。）を講じること。
  - (3) バルコニーの面積は、滞留を考慮して当該階の居室の床面積の合計の3/100以上、かつ、2㎡以上とし、奥行の寸法は75cm以上とすること。
  - (4) バルコニー（共同住宅の住戸等に付属するものを除く。）の各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は耐火構造（準耐火建築物にあっては準耐火構造）とし、その部分に開口部がある場合はその開口部に特定防火設備又は防火設備を設けること。
  - (5) 屋内からバルコニーに通ずる出入口の戸の幅は75cm以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは15cm以下とすること。
  - (6) バルコニーは十分外気に開放されていること。
  - (7) バルコニーの床は耐火構造とし、かつ、構造耐力上安全なものとする。
2. 固定タラップ等の配置は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 階毎にのりかえるものとし、降下した後近接した位置に次の固定タラップ等を設けること。隔壁の反対側に次の固定タラップ等を設けないこと。
  - (2) 隔壁を1ヶ所又は2ヶ所破壊することにより避難できるものであること。
3. 避難階以外の階に設ける屋外通路の構造は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 当該階の外壁面に沿って設けられ、かつ、直通階段の位置と概ね対称の位置で屋内と連絡するものであること。
  - (2) 当該階の各部分と容易に連絡するものであること。
  - (3) 幅は60cm以上で手すりその他安全に通行するための措置を講じたものであること。
  - (4) 通路の一端は直通階段に連絡し、他端はタラップその他の避難上有効な手段（固定したものに限る）により安全な場所に通ずるものであること。ただし、直通階段に連絡することが困難でやむを得ない場合にあつては、両端に避難上有効な手段を設けたものであること。
  - (5) 屋内部分との区画、出入口の戸および構造については、1. に規定するバルコニーと同様のものであること。ただし、出入口の戸の幅は60cm以上とし、窓その他の開口部は避難上支障のない位置に設けること。

関連法令等	法第35条, 令第121条
参 考	質疑応答集 P. 2139
実施年月日	H20. 7. 1